

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の取り扱い要領について

軽度者(要支援1、2及び要介護1)及び要介護2、3の認定者に対する福祉用具貸与費について、原則一部の種目について保険給付の対象外となっています。ただし、種目ごとに必要性が認められる一定の状態にある人やその福祉用具貸与が特に必要と認められる場合には、介護支援専門員等が所定の手続きを行うことによって例外的に貸与が認められる場合があります。品目及び判断基準については、下記のとおりです。

【例外給付となる品目】

① 要支援1、2、介護1の方

車いす、車いす付属品(クッション、電動補助装置等)、特殊寝台、特殊寝台付属品(サイドレール、マットレス、スライディングボード、入浴用でない介助用ベルト等)、床ずれ防止用具、体位変換器(起き上がり補助装置を含む)、認知症老人徘徊感知器(離床センサーを含む)、移動用リフト(立上がり座いす、入浴用リフト、段差解消機、階段移動用リフトを含む、つり具を除く)、自動排せつ処理装置※(尿のみを自動的に吸収できるものは除く)

② 介護2、3の方

自動排せつ処理装置※(尿のみを自動的に吸収できるものは除く)

【判断基準】(下記の①～③の基準に基づいて判断してください)

①基本調査による確認(認定調査票を基に基準該当するか確認するケース)(確認依頼書の提出は不要)

厚生労働省より発されている次の表1に基づき、調査票の基本調査を参考に確認を行います。認定調査票のうち基本調査の直近の内容が、それぞれの福祉用具に定められている結果に該当する場合は、福祉用具の利用が認められます。なお、当該確認に用いた文書等についてはサービス記録と併せて必ず保存してください。

表1 (参考:老企第36号第2の9(2)・老計発第0317001・利用者告示三十一号のイ)

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
ア 車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者	
	(一)日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7が、「3.できない」
	(二)日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	—【※1】
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者	
	(一)日常的に起きあがり困難な者	基本調査1-4が、「3.できない」
	(二)日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3が、「3.できない」
ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3が、「3.できない」
エ 認知症老人徘徊 感知機器	次のいずれにも該当する者	
	(一)意見の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査3-1が、「1.調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査3-2～基本調査3-7のいずれかが、「2.できない」 又は 基本調査3-8～基本調査4-15のいずれかが、「1.ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。
	(二)移動において全介助を必要としない者	基本調査2-2が、「4.全介助」以外

オ 移動用リフト(つり具の部分を除く。)	次のいずれかに該当する者	
	(一)日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査1-8が、「3.できない」
	(二)移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査2-1が、「3.一部介助」又は「4.全介助」
	(三)生活環境において段差の解消が必要と認められる者	—【※1】
カ 自動排泄処理装置【※2】	次のいずれにも該当する者	
	(一)排便が全介助を必要とする者	基本調査2-6が、「4.全介助」
	(二)移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-1が、「4.全介助」

②ケアマネジメントによる確認(必要性について、ケアマネジャーが判断する)(確認依頼書の提出は不要)

表1の※部分((ア(二)、オ(三))については、該当する認定調査結果の明記がありません。
主治医からの情報及びサービス担当者会議を通じた適切なケアマネジメントにより、ケアマネジャーが必要だと判断した場合は、福祉用具の利用が認められます。ただし、居宅サービス計画の見直しについて必要に応じて随時行い適切なケアマネジメントの運用に努めてください。また、適切な利用と判断できる根拠資料について作成し必ず保存してください。

・判断内容の取得方法・(下記の内容により判断を行ってください)

- ①主治医からの情報を取得する。
②「*適切な助言が可能な者」が、出席するサービス担当者会議等を通じ意見を求める。
主治医、リハビリ担当者、ヘルパー、福祉用具相談員、被保険者、家族等が出席するサービス担当者会議を開催し状態像について検討し用具の必要性について意見を徴し記録してください。
なお、当日会議に出席できない者については、電話やFAX等で意見を徴することに差し支えないが意見の取得方法についても書面に記録し必ず保存してください。

*ここでいう「適切な助言が可能な者」とは、対象者が利用している事業所のヘルパー、通院している医療機関の理学療法士など、日常生活の状態像を客観的に判断できる者を示す。有資格者であることは求めません。

◎サービス担当者会議において、具体的に必要となる内容について

①車いす((表ア(二))

- 1)被保険者の心身状況を示す情報
杖や歩行器を使用したときの状況の検証、路面状況に対する歩行能力や車いす利用時の操作能力・判断能力等の適合性の検証など
- 2)被保険者の生活環境を示す情報
日常生活範囲で、信号の有無・実際に通る路面等の状況、利用可能な公共交通機関等の有無の検証など

②移動用リフト((表オ(三))

- 1)被保険者の心身状況を示す情報
心身の状況(病症等)に基づいたリフト利用が必要となる場面での検証、術後により動作を行うことで生じる危険や負担を回避する必要があるなど

・根拠資料・(下記の書類を作成し保存してください)

- ①医学的所見が、確認できる書類
②給付貸与の必要性を判断した、サービス担当者会議等の記録及び関係書類
③給付貸与の必要性が記録された居宅サービス計画書、介護予防サービス支援計画書

③町への届出による確認(町へ確認依頼書を提出し判断する)(確認依頼書の提出が必要)

次の i ~ iii までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつサービス担当者会議を通じた適切なケアマネジメントを行い、町へ確認依頼書を提出し許可を得た場合は福祉用具の利用が認められます。

i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に表1の状態像に該当する者
ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに表1の状態像に至ることが確実に見込まれる者
iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から表1の状態像に該当すると判断できる者

◎具体的な状態像や疾病の事例(参考)

事例類型	状態像の例	福祉用具種目例
i 頻繁な状態変動	パーキンソン病で内服加療中の「ON/OFF現象」によって、頻繁に臥位からの起き上がりが困難となる。	特殊寝台
	重度の関節リウマチによる関節のこわばりが朝方に強くなるため、畳からポータブルトイレへの移乗が全介助を要する状態となる。	移動用リフト (昇降座椅子)
ii 急性増悪	末期がんにより、急激に状態が悪化し、短期間で寝返りや起き上がりが困難な状態に至ると確実に見込まれる。	特殊寝台
	重度の心疾患で、心不全発作の危険性が著しく高く、急激な体動を医学的見地により回避する必要がある。	特殊寝台
iii 重篤化回避	重度の喘息発作で、呼吸苦の重篤化を回避するため、上体を一定の角度に起こす必要がある。	特殊寝台
	脊髄損傷による下半身麻痺により、下半身の自発的な体位変換が困難なため、床ずれの発生リスクが高い。	床ずれ防止用具 及び体位変換器
	人工股関節の術後で、立ち座りに伴い股関節脱臼の危険性が高いため、医学的見地から股関節への負担を回避する必要があるため、畳からいすへの移乗に一部介助を要する。	移動用リフト (昇降座椅子)

・提出書類・(確認を依頼する場合は下記の書類を提出してください)

介護1~3の方

- 1、確認依頼申請書
 - 2、居宅サービス計画書第1表、2表
 - 3、サービス担当者会議の要点
 - 4、医学的所見が確認できる書類(主治医意見書等)
- (主治医からの意見聴取等の場合は任意、確認依頼書(主治医からの意見聴取等の場合は任意、確認依頼書の4、確認概要に内容記入での対応で可とします。))

要支援1~2の方

- 1、確認依頼申請書
 - 2、介護予防サービス支援計画書
 - 3、サービス担当者会議の要点
 - 4、医学的所見が確認できる書類(主治医意見書等)
- (主治医からの意見聴取等の場合は任意、確認依頼書(主治医からの意見聴取等の場合は任意、確認依頼書の4、確認概要に内容記入での対応で可とします。))

※医学的所見の内容については、「介護ベットの必要」等、必要性のみの記入では認められません。

・提出日・

原則、利用開始月の前月末までに、確認依頼申請書を提出してください。

提出が無い場合は、来月からの保険給付となります。新規の貸与や新規申請・区分変更申請中の貸与については暫定ケアプランを作成し対応してください。ただし、利用者の認定結果の遅れ、医学的所見の確認に時間がかかる、ガン末等による急変・褥瘡等による早期対応が求められる等の理由がある場合は申請日から30日前までは遡って給付開始が可能です。事前に介護保険担当にご相談ください。

・継続申請、再申請、貸与後の対応について・

要介護認定の更新・変更等の結果、再度軽度者の対象となった場合は改めて軽度者の申請が必要となります。

また、認定の変更を受けるまではいかなくとも利用者の状態に変化があり、貸与種目追加や変更の必要がある場合は申請が必要です。ただし、同一品目における変更等軽易なものであり、かつ、変更等が被保険者の身体状況や介護状況変化に起因するものでない場合は不要とします。

福祉用具貸与実施後は、ケアマネジャーが要支援1・2の利用者については介護予防ケアプランの評価、要介護1～3の利用者はモニタリングによって、必ずその必要性を見直し、その結果を記録してください。ケアマネジメントの結果、不要となれば貸与の中止、種目変更等があれば申請をしてください。